

お知らせ

市役所の電話 51-0123

国、公社などに苦情
要望のあるひとは

■国や公社、公団などの仕事に苦情、意見、要望のある人は行政相談委員にご相談ください
 ■10月10日から行政相談週間が始まりますが、この運動期間の行事として10月13日午後1時から3時まで市民相談室で特別相談所を開設します。相談ごとのある人はおでかけください。
 ■相談委員は鈴木敏三さん（柚木61-2073）、井出安江さん（富士見町52-0770）です
 ■なお、定例相談を毎月第2、第4水曜日の午後1時から3時まで、市役所市民相談室で行なっています。また相談委員の自宅でも受け付けますのでご相談ください。

危険物取扱者試験

■甲・乙・丙種の危険物取扱者試験を行ないます。■受験料は、甲種が1500円、乙種が1000円、丙種が800円。■願書の受け付け期間は10月15日まで。■申込み先は市消防本部予防課。
 ■試験日は11月21日午前10時から正午までで、場所は富士中学校です。

また、郵政省は加入者に有利になるよう制度を改正し、九月一日から「学資保険」と「特別終身保険」が新しくはじめたのでみなさんの利用を呼びかけています。

簡易保険が創設されて五十余年。国営の生命保険としてみなさんの認識も高まり、積み立てられた資金は二兆八千億円に達しようとしています。積み立てられた資金は学校、住宅道路などわたしたちの生活環境を良くするため、都道府県、市町村などに融資されています。

簡易保険に加入を

災害寄付金の無料
取り扱いが

■名古屋郵政局は、台風23号と三重県南部の集中豪雨による三重県下の被災者へ救援金を郵便振替、通常振替をする場合は、無料送金の扱いをしています。■取扱いは10月15日まで。■取扱う範囲は名古屋郵政局管内の全郵便局。■くわしくはもよりの郵便局へお問い合わせください。

恩給法、援護法が
改正されました

■恩給法、遺族援護法などが10月1日から改正されました。■恩給法は、一時恩給の支給範囲が実役3年、下士官以上の在職年数が加算を含め1年以上になりました。航空機、潜水艦戦車などが職務加算に加えられました。特例傷病恩給が新しく設けられ、昭和16年12月8日以降戦地に指定されなかつた地域で勤務中に負傷し、現在5款以上の人が対象になります。■援護法は、戦地に指定されなかつた内地、樺太、千島列島、朝鮮、満州、台湾で負傷した人、死亡者の遺族に対して障害年金、遺族年金などの支給範囲が拡大されました。■引揚者特別交付金、特別弔慰金、第2回特別給付金などの国庫債券を買上げ、国民金融公庫の貸付けを行なっています。以上のことについての問い合わせは市福祉事務所社会係へ。

定価は一部八十円。現品は後日説明会を開きますので、そのとき現金と引換えにお渡しします。なお、広報ふじ九月二十日の「一部百八十円」は誤りですので訂正します。

十月十七日は「貯蓄の日」です。この日を中心に貯蓄増強運動が行なわれます。市商工課では、この運動の一環として「明るい生活の家計簿」をあつせんします。申込みはハガキに住居、世帯主名、年齢、電話番号を記入して、市役所経済部商工課（〒417、富士市永田六一の一）へ十月十五日までに申込みをしてください。

家計簿をあつせん

青色申告の希望者は

10月16日から11月15日までは「青色申告者普及月間」。青色申告は、所得税を納める人が所得金額や税額を計算し、正しい申告をする人に対するいろいろな特典を認める制度です。この青色申告のできる人は不動産所得、事業所得、山林所得のある人です。

青色申告の特典は、みなさんとの関係の深い、青色専従者給与・現金主義による所得計算・退職給与引当金・価格変動準備金・青色事業主特別経費準備金など36種類もあります。青色申告を希望する人はなるべく運動期間中に承認申請書をだし、47年1月から記帳ができるように準備をしてください。

青色申告についての相談、問い合わせは富士税務署（61-2460）、青色申告会・商工会議所（52-0995）へ。

お知らせ

市役所の電話 51-0123